

申請書等の手続き案内

様式の名 称	道路使用許可申請書
手 続 きの 内 容 ・ 資 格 等	<p>以下の道路交通法第77条第1項の定めにより該当する各行為に該当する場合に申請できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1号許可……道路工事、管路埋設工事、軌道工事、こ道橋工事、架空線工事、マンホール作業、ゴンドラ作業、採血等作業、搬出入等作業 等 ○ 2号許可……石碑・銅像等の設置、公衆電話ボックス等の設置、街路灯・消火栓等の設置、路線バス停留所等標示施設の設置、立看板・掲示板・その他広告板の設置、横断幕・飾付け等の設置、舞台・やぐら等の設置 等 ○ 3号許可……露店、屋台店、靴修理及び靴磨きの類、商品棚、商品台又は宣伝用陳列棚の類 ○ 4号許可……みこし・だし等、ロケーション、撮影会、競技会、仮装行列・パレード等集団行進、消防・避難訓練等、広告・宣伝等、車両街宣、宣伝物交付 等 <p>その他詳しくは、警察本部交通規制課、最寄りの警察署交通課又は幹部派出所でお尋ねください。</p>
根拠となる条文	道路交通法第78条第1項
手 数 料	<p>2,400円（鹿児島県収入証紙）</p> <p>※ 証紙は警察署等敷地内にある交通安全協会で購入できます。</p>
受 付 期 間 等	<p>受付期間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）</p> <p>受付時間：8時30分から16時30分まで</p> <p>※ 12時00分から13時00分の受付については、申請先の警察署へお尋ねください。</p> <p>※ 証紙販売時間については、申請先の警察署等にお尋ねください。</p> <p>※ 申請から許可証の交付まで日数を要する場合がありますので申請先の警察署へお尋ねください。</p>
受 付 窓 口	<p>道路を使用する場所を管轄する警察署交通課又は幹部派出所に提出して下さい。</p> <p>※ 幹部派出所の取扱いについては、幹部派出所が管轄する場所に関する申請のみが対象となります。</p> <p>※ 警察署又は幹部派出所の管轄については、「警察署の管轄について」をご参考ください。</p>
添 付 書 類	<p>審査時、必要があれば疎明資料の提出を求める場合があります。</p>
備 考 (注意事項等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書等に押印は不要です。 (警察署で配布を受けた申請書様式には『㊟』及び『捨印』の記載がありますが、この様式についても押印の必要はありません。) ○ 申請書については、それぞれ 1号・2号許可……3部 3号・4号許可……2部 を作成の上、受付窓口へ提出してください。 ○ イベント等を行う場合は、十分な時間的余裕をもって、事前にご相談ください。 ○ 当ホームページ掲載の申請書様式(Excel版)については、Excelのバージョンが異なった場合等に、備考欄及び教示欄の表示がずれることがあります。そのまま申請にお使いいただけます。(申請要件が記載されていれば、表示がずれていても支障ありません。)
問 い 合 せ 先	<p>鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係</p> <p>電話 099-206-0110 (内線5172・5173・5178)</p>